

様式第1号(第4条関係)

日本版ライドシェア情報提供コーナーへの掲載申込書

令和 年 月 日

大阪府都市整備部事業調整室長 様

法人名(又は屋号)
所在地
代表者氏名
電話番号

大阪府ホームページの「日本版ライドシェア情報提供コーナー」への掲載事項は下記のとおりです。

記

全事業者	法人名(又は屋号)	
	所在地 (電話番号)	()
自家用車活用事業関係	ライドシェアドライバー募集に関する情報の掲載ページ(URL)	
	自家用車活用事業に関する問い合わせ先(電話番号)	()
	営業区域(市町村)	
配車アプリ関係	配車アプリ名称 及び公式サイト(URL)	アプリ名称: 公式サイト:
	アプリ利用者からの問い合わせ先(電話番号)	()
	【非公開】 連携している大阪府内のタクシー事業者(複数の場合は5社まで記入)	
	配車アプリの対応種別	タクシー ・ ライドシェア
	配車アプリが使用できる大阪府内の市町村(タクシー)	
	配車アプリが使用できる大阪府内の市町村(ライドシェア)	
	配車アプリの決済方法(タクシー)	現金 ・ クレジットカード ・ QRコード ・ タクシーチケット ・ その他 ()
	配車アプリの決済方法(ライドシェア)	クレジットカード ・ QRコード ・ その他()

※留意事項:記載内容は、記入例に示されているような必要最小限の簡潔な表現にしてください。また、他社との比較や営業実績などは記載しないでください。(不適切な表現がある場合は削除・修正を求めることがあります。)

提出については、誓約書と併せて shinkotsu@gbox.pref.osaka.lg.jp まで PDF 化しメールで送付してください。

※【非公開】は、ホームページ上に公開しない情報です。

誓 約 書

大阪府暴力団排除条例(以下「条例」という。)及び大阪府暴力団排除条例施行規則(以下「規則」という。)を守り、下記事項について誓約します。

記

- 1 条例第2条第1号から第4号のいずれにも該当しません。
- 2 前項の該当の有無を確認するため、大阪府から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等(役員名簿等)により提出します。
- 3 本誓約書その他の大阪府に提出した書面等を、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。

大阪府知事 様

年 月 日

法人名(又は屋号):

所在地:

代表者の氏名:

以下の①～⑥に該当しないこと

- ①自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ②暴力団の威力を利用する目的などで、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ③暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動・運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- ④暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑤役員等(事実上、経営に参加している者を含む。)が暴力団員又は①～④のいずれかに該当する事業者
- ⑥暴力団員又は①～⑤に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請 契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

大阪府暴力団排除条例 第2条

- (1)暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- (2)暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- (3)暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者をいう。

- 今後とも、暴力団と一切関係を持ちません。 はい ・ いいえ
- 暴力団排除に取り組みます。府の暴力団排除の施策に協力します。 はい ・ いいえ
- 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、掲載を取下げされても異議ありません。
はい ・ いいえ

暴力団追放

基本的な心構え（暴力団追放3ない運動 + 1）

暴力団を追放するためには、次の4点を基本的な心構えとしてください。

1 暴力団を恐れない

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。

しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。

その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。

要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

2 暴力団に金を出さない

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むこととなります。

そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。

そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思わしめることが重要です。

3 暴力団を利用しない

暴力団は、自分の利益のみを考えています。

時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。

現実には、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。

暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

4 暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

●暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。

●暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

（公益財団法人 大阪府暴力追放推進センター HP より）